

電気契約種別規程（低圧）

< E + E n e 北ガスの電気 >

2024年6月1日実施
北海道ガス株式会社

目次

1. 適用	1
2. 契約規程の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 電気契約種別及び料金表	1
5. 料金及び延滞利息の支払い方法	3
6. 協議事項	3
付則	4
契約規程の実施期日	4

1. 適用

この電気契約種別規程<E + E n e 北ガスの電気> (以下「契約規程」といいます。) は北海道ガス株式会社 (以下「当社」といいます。) の電力需給契約約款 (低圧) (以下「電力約款」といいます。) に基づき、電気を小売供給する際の料金その他の供給条件を定めたものです。

2. 契約規程の変更

当社がこの契約規程の変更を必要と判断した場合、この契約規程を変更することがあります。この場合における料金その他の供給条件は、変更後の電気契約種別規程によります。なお、契約規程の変更に関する手続きは電力約款に準じます。

3. 用語の定義

電力約款に定義されている用語は契約規程においても同様の定義で使用します。

4. 電気契約種別及び料金表

E + E n e 北ガスの電気

(1) 適用範囲

以下の適用範囲を満たすお客さま及び当社がこれに準じると判断したお客さまが、本契約規程の適用を申し込むことができます。

- ① 電灯又は小型機器を使用する需要であること。
- ② 使用場所の全ての給湯及び暖房が、電気を熱源としていること。
- ③ 契約電力が原則50キロワット未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

各月の契約電力は、次の場合を除き、その1か月の最大需要電力 (一般送配電事業者が定める託送約款における、接続供給電力の最大値をいいます。) と前11か月 (特別の事情がある場合は、前11か月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。) の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。なお、契約電力の単位は1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

- ① 新たに電気の供給を受ける場合、料金適用開始の日以降12か月の期間の各月の契約電力は、その1か月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月まで（特別の事情がある場合は、料金適用開始の日から前月までの間でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。ただし、この供給条件により電気の供給を受ける前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用される場合等で、一般送配電事業者から最大需要電力の実績が提供される場合は、この供給条件による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上この供給条件によって受けた電気の供給とみなし、その1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値を契約電力とします。
- ② 需要場所における負荷設備を増加される場合等で、増加された日を含む1か月の最大需要電力の値が前11か月の最大需要電力の値を上回るときは、その1か月の契約電力は、前11か月の最大需要電力のうちの大きい値とします。
- ③ 需要場所における負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日以降12か月の期間の各月の契約電力は、需要場所における負荷設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまとの協議によって定めた値とします。ただし、減少された日以降12か月の期間で、その1か月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまとの協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1か月の最大需要電力については、お客さまとの協議によって定めた値とします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値とします。

（4） 時間帯区分と使用電力量の算定

時間帯区分は、次のとおりとします。

① 昼間時間

毎日8時から22時までの時間をいいます。

② 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、時間帯ごとに合計した値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。また、料金算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の時間帯別の使用電力量を合計した値とします。

（5） 料金表（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりとします。ただし、契約電力が1キロワットに満たない場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額とします。

契約電力1キロワットにつき	375.95円
---------------	---------

② 電力量料金

電力量料金は、1か月の時間帯別の使用電力量によって算定します。

a) 昼間時間

1キロワット時につき	40.95円
------------	--------

b) 夜間時間

1キロワット時につき	28.31円
------------	--------

(6) 解約

お客さまに契約違反があった場合（適用範囲を満たさなくなった場合を含みます。）は当社の申し出により、本契約規程に基づく契約を解約できるものとします。

(7) 調査

当社は、使用場所が適用範囲を満たしているかどうか確認させていただくことがあります。この場合には、正当な事由がない限り、建物への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社は本契約規程に基づく契約を解約できるものとします。

(8) 精算額

お客さまが適用範囲を満たさずに電気を使用していた場合、その期間の料金を適正な契約種別に基づいて算定しなおし、その差額を申し受けます。

5. 料金及び延滞利息の支払い方法

料金及び延滞利息は、口座振替又はクレジット決済のどちらかの方法により、お支払いいただきます。

6. 協議事項

契約規程に定めのない事項は電力約款による他、お客さまと当社との協議によって定めま

付則

契約規程の実施期日

この契約規程は、2024年6月1日から実施します。ただし、本契約規程に基づく料金算定の方法は、2024年6月分の料金から適用するものとします。